

特別養護老人ホーム 華 デイサービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定（第 3770201063 号）を受け、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービス（以下「サービス」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 特別養護老人ホーム 華 デイサービスの概要

(1) 事業者

法人名	社会福祉法人 あやうた福祉会
法人所在地	香川県丸亀市綾歌町栗熊西 2 2 4 番地 2
電話番号	0877-57-1510
代表者氏名	理事長 赤澤 正敏
開設年月日	平成 21 年 3 月 25 日

(2) 特別養護老人ホーム 華 デイサービスの概要

- 1) 事業所の種類 指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス
- 2) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 華 デイサービス
- 3) 事業所の所在地 香川県丸亀市綾歌町栗熊西 224 番地 2
- 4) 電話番号 0877-57-1510
- 5) 事業所長（管理者） 施設長 長尾 忠司
- 6) 当事業所の運営方針
 - 1 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
 - 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
 - 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明します。
 - 4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
 - 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供します。
- 7) 開設年月日 平成 21 年 3 月 25 日
- 8) 利用定員 27 人

2. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

丸亀市、坂出市、綾歌郡、仲多度郡、善通寺市（各地域において島嶼部を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（日・祝日・1/1～1/3は休日）
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	10：00～16：00

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、職員は介護予防通所介護相当サービスも合わせて行います。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	職 員 数
施 設 長	1 名
生 活 相 談 員	1 名 以 上
介 護 職 員	4 名 以 上
看 護 職 員	1 名 以 上
機 能 訓 練 指 導 員	1 名 以 上

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※職員の職種や配置状況等、厚生労働省の定める要件を満たす場合には、介護報酬の加算を行います。

4. サービスの概要

(1) 送迎

- 1) 安全で円滑な送迎を提供します。
- 2) 原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをします。お身体の状況や在宅の環境等に応じて適切な方法で送迎します。
- 3) 季節により、暑かったり寒かったりとお身体に及ぼす影響はさまざまです。自宅の中でお待ちください。
- 4) 乗車中は、全座席シートベルトを着用してください。
- 5) 送迎職員到着後、体調不良等を除き準備等ができていない場合、長時間待つことはできません。他のご利用者を迎えに行った後、再度お迎えとなります。
- 6) 送迎の時間は連絡帳に記入してお知らせします。交通事情等で、15分以上到着時間が遅れる場合は、施設より電話連絡いたします。15分以内の遅れはご容赦ください。
- 7) 通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費をご負担いただきます。

(2) 食事

- 1) 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
- 2) 食事時間は、概ね12:00~13:00となっておりますが、ご利用者の体調やご希望により変更することができます。
- 3) 食事の場所はご利用者の体調やご希望により静養スペースや畳コーナー等のご利用が可能です。

(3) 入浴

- 1) ご利用者の心身の状況や生活習慣、ご希望等に合わせて適切な時間と方法で入浴または清拭を行い清潔が保たれるように支援します。
- 2) 出来るだけご自宅でも入浴が可能となるように支援します。
- 3) 一般浴が困難な方でも機械浴槽を使用して無理なく入浴することができます。

(4) 排泄

- 1) ご利用者のお身体の状況やご希望や在宅での生活状況に応じて、適切な方法で排泄の支援を行います。また、必要に応じて福祉用具、排泄補助用品等を適切に活用します。
- 2) できる限りトイレでの排泄を念頭にまた、ご利用者のより自立した生活に向けてその能力を最大限活用した支援を行います。

(5) 機能訓練

- 1) ご利用者のお身体の状況等に応じて日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減衰を防止するための機能訓練を実施します。
- 2) その日の体調によって中止する場合があります。

(6) その他

- 1) ご利用者のご希望や健康状態、生活習慣などに応じて、より自立した規則正しい生活となるように支援します。
- 2) ご利用者自身が、役割や生きがいを持って生活できるように支援します。
- 3) ご利用者の清潔で活気のある暮らしができるように、着替え、整容（洗顔を整髪、髭剃りなど）や口腔ケア（歯磨きやうがい、入れ歯の洗浄など）を適切に支援します。

5. 利用にあたっての留意事項

- 1) 建物、備品その他の器具を、破損・持ち出し等しないでください。
- 2) 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設・設備を壊したり、汚したりした場合には自己負担により現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いしていただきます。
- 3) 大金・貴重品・危険物の持ち込みはご遠慮いただきます。また現金や貴重品に関して紛失した場合責任は負いかねます。
- 4) 施設内での宗教活動及び政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 5) 利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

6. 料金の支払い

- (1) 料金は別紙料金表に基づきます。
- (2) 1ヶ月分の利用料、その他費用を月末に締め、請求書を10日頃に郵送します。
- (3) 支払い方法は次の方法でお願いします。
 - 1) 口座振替(20日に引き落とし。但し、振替日が休日の場合は翌営業日となります。)
 - 2) 振り込み(振込手数料は利用者様のご負担となります)
- (4) 窓口での現金支払いは基本的にお断りしております。やむを得ない場合はご相談下さい。

7. サービス利用方法

- (1) サービスの追加・変更・中止
 - 1) 利用日や利用曜日の追加や変更または利用予定日前日までの中止に関しては、居宅介護支援事業所のケアマネージャーにご相談下さい。
 - 2) 利用予定日に利用者の都合によりサービスの利用を中止する場合は、午前8時30分までに事業所に申し出てください。
- (2) サービスの終了
 - 1) 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
 - 2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
 - 3) 自動的にサービスが終了となる場合

8. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防防災計画書
- (2) 防災設備 スプリンクラー、火災報知器等の設備を備えております。
- (3) 防災訓練 1年に2回以上、消防防災訓練を実施します
- (4) 防火管理者 山下 修司

10. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 生活相談員

○受付時間 月曜日～土曜日【8:30～17:30】 電話番号 0877-57-1510

(2) 行政機関その他苦情受付機関

丸亀市 高齢者支援課	所在地 丸亀市大手町 2-3-1 電話番号 0877-24-8807 受付番号 8:30～17:15
福祉サービス運営適正化委員会	所在地 高松市番町 1-10-35 電話番号 087-861-1300 受付時間 9:00～17:00

・坂出市 かいご課・・・電話番号 0877-44-5090

・仲多度郡 まんのう町 保健増進課・・・電話番号

0877-73-0125

・仲多度郡 琴平町 福祉課高齢者福祉担当電話番号 0877-75-6706

・仲多度郡 多度津町 福祉保健課・・・電話番号 0877-33-4488

・綾歌郡 綾川町 健康福祉課・・・電話番号 087-876-1113

・綾歌郡 宇多津町 健康増進課・・・電話番号 0877-49-8001

・善通寺市 高齢者課・・・電話番号 0877-63-6331

11. 介護サービス情報の公表について

介護サービス情報の公表は利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。

介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 [事業所名] 特別養護老人ホーム 華 デイサービス

[住 所] 香川県丸亀市綾歌町栗熊西224番地2

説明者 [職 名] _____

[氏 名] _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意しました。

〈利用者〉

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

〈代理人〉

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

[続 柄] _____